

第 8 回 にしはりま環境事務組合議会定例会会議録

1. 開会日時 平成18年8月7日(月曜日)午後4時00分
2. 閉会日時 平成18年8月7日(月曜日)午後6時15分
3. 場 所 兵庫県立先端科学技術支援センター 2階多目的室
4. 出席議員(22名)

1 番 大脇和代	2 番 桂 隆司
3 番 前田賢治	4 番 前田守彦
5 番 田淵基次	6 番 岡前治生
7 番 高山政信	8 番 船曳順市
9 番 田中鶴雄	10 番 山下由美
11 番 小林愼一	12 番 東 豊俊
13 番 沖 正治	14 番 高尾勝人
15 番 石堂 基	16 番 新田俊一
17 番 金谷英志	18 番 松尾文雄
19 番 大下吉三郎	20 番 川田真悟
21 番 森本和生	22 番 西岡 正

5. 欠席議員(なし)

6. 出席説明員

管理者 庵途典章 副管理者(職務代理) 安則眞一
副管理者 嵯峨 徹 副管理者 西田正則
副管理者代理 西川千寿 監査委員 坂口 榮
にしはりま環境事務組合事務局長 谷口茂博

7. 出席事務局職員

にしはりま環境事務組合次長 堀 秀三
同次長 船曳 覚
同局長補佐兼企画調整係長 深澤寿信
同建設2係長 坂井高誉
同総務係長 尾崎敏彦
同 小笹万起子

8. 関係市町主管課長

姫路市環境局環境美化部リサイクル推進課長	田摩喜啓
たつの市市民生活部環境課ごみ対策担当課長	安原寛幸
宍粟市福祉部衛生課長	田中正春
上郡町住民課長	金持弘文
佐用町住民課長	山口良一
宍粟環境事務組合事務局長	中尾 徹
播磨高原広域事務組合事務局長	高橋道夫
佐用クリーンセンター主幹	小西晴記

9. 議事日程

- 1 議長あいさつ
- 2 管理者あいさつ
- 3 開会宣告
- 4 議事日程
 - 第1 議席の指定
 - 第2 会議録署名議員の指名
 - 第3 会期の決定
 - 第4 選挙第1号
にしはりま環境事務組合議会副議長選挙の件
 - 第5 報告第1号
行政報告
 - 第6 報告第2号
にしはりま環境事務組合規約の一部変更の件
 - 第7 認定第1号
平成17年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定の件
 - 第8 議案第1号
平成18年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算(第1号)の件
- 5 閉会宣告
- 6 管理者あいさつ
- 7 議長あいさつ

議長あいさつ

議長（高尾勝人君） ご案内の定刻がまいりましたので、ただ今から第8回にしはりま環境事務組合の議会定例会を開催させていただきます。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

非常に長かった梅雨も明けまして、また、8月に入りまして一段と暑さが厳しくなってきました。本日ここに第8回にしはりま環境事務組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多忙の中にも係わりませず、ご参集を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の附議案件につきましては、選挙1件、報告2件、認定1件、議案1件であります。

どうか慎重なるご審議を賜りまして、適切なる議決が得られますようお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

管理者あいさつ

議長（高尾勝人君） ここで管理者からあいさつの申し出がありますのでお受けいたします。

管理者。

管理者（庵途典章君） 失礼します。非常にお疲れの中、時間が非常におしておりますけれども、今日予定しておりました議案、提案させていただいております議案につきまして、よろしくご審議いただきまして、妥当な結論を導いていただきますようによろしくお願いいたしましてあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

開会宣告

議長（高尾勝人君） 管理者のあいさつが終わりました。

ただ今より、第8回にしはりま環境事務組合議会定例会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第1 議席の指定

議長（高尾勝人君） 日程第1、議席の指定を行います。

この度の、姫路市、たつの市及び佐用町の組合議会議員の選出に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の指定を行います。

その議席番号につきましては、お名前と共に職員に朗読をさせます。

職員（坂井高誉君） 1番・大脇和代議員、2番・桂隆司議員、3番・前田賢治議員、4番・前田守彦議員、5番・田淵基次議員、6番・岡前治生議員、7番・高山政信議員、8番・船曳順市議員、9番・田中鶴雄議員、10番・山下由美議員、11番・小林慎一議員、12番・東豊俊議員、13番・沖正治議員、14番・高尾勝人議員、15番・石堂基議員、16番・新田俊一議員、17番・金谷英志議員、18番・松尾文雄議員、19番・大下吉三郎議員、20番・川田真悟議員、21番・森本和生議員、22番・西岡正議員です。

議長（高尾勝人君） ただ今、職員より朗読のありました議席の指定については、これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（高尾勝人君） ご意義なしと認めます。

よって、お手元に配りました議席表の通りと指定します。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（高尾勝人君） 次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第71条第1項の規定により、1番・大脇和代議員及び22番・西岡正議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

議長（高尾勝人君） 続いて日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（高尾勝人君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

選挙第1号 にしはりま環境事務組合議会副議長選挙の件

議長（高尾勝人君） 日程第4、選挙第1号、にしはりま環境事務組合議会副議長選挙の件を議題といたします。

本年4月30日までの在任特例期間により、本組合議会副議長であられました梶原副議長が任期満了となり、ただ今組合議会副議長が欠けております。よって、副議長選挙を行いたいと思います。

ここで、お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、議長による指名推選としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（高尾勝人君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、議長による指名推選で行うことと決定いたしました。

それでは、副議長に西岡正議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、指名いたしました西岡正議員を副議長の当選人と定めることにご異議はございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（高尾勝人君） ご異議なしと認めます。

ただ今、指名いたしました西岡正議員が副議長に当選されました。副議長に当選されました西岡正議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして当選の告知をいたします。

なお、議員から就任のあいさつの申し出がございましたのでお受けいたします。

副議長（西岡 正君） 失礼いたします。ただ今、皆様方のご推挙をいただきまして、副議長の重職を担うことになりました佐用町の西岡でございます。

副議長の就任にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

佐用郡4町が10月1日に合併いたしまして、私の先輩であります梶原議長が任せていただいた訳でございますけれども、4月の23日に改選になりました。そして、新たに組合議員の方へ出させていただいた訳でございますが、この前の協議会、そちらの審議の中で、迷惑施設というのは非常に難しい訳でございますけれども、先輩たちが決めていただいたことをしっかりと守りながら本組合の目的達成のため、微力ではございますが、高尾議長を補佐し全力を尽くす所存でございますので、議員各位、管理者をはじめ皆様方のご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが副議長就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

議長（高尾勝人君） 副議長のあいさつが終わりました。

これをもって副議長の選挙を終わります。

報告第1号 行政報告

議長（高尾勝人君） 引き続き日程第5、管理者から報告第1号、行政報告の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

管理者。

管理者（庵途典章君） 6月7日の全員協議会から後の組合が取り組んで参りました内容につきまして、事務局から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） それでは、お手元の循環型社会拠点施設整備推進の主要経過ということで、行政報告をさせていただきたいと思っております。

7ページをお開き願いたいと思っております。平成18年2月27日に第7回にしはりま環境事務組合議会を開催いたしております。5月2日に正副管理者会議を開催し、ここに於きまして一般廃棄物処理基本計画の改訂、事業計画概要、生活環境影響調査結果準備書案についてご協議をいただいたところでござ

います。5月9日には第11回循環型社会拠点施設整備専門委員会を開催いたしまして、生活環境影響調査結果準備書案についてのご意見をいただいたところでございます。6月1日には西播磨3市2町循環型社会形成推進協議会を開催し、環境省、県、構成市町のそれぞれの各課長さんと事務局で協議会を開催いたしております。6月7日には当組合の議会運営協議会、全員協議会を開催いたしております。

次に、8ページでございます。2行目でございますが、6月16日から25日まで建設予定地6集落の住民説明会に入っております。内容につきましては記載しております通りでございます。6月19日から7月18日まで生活環境影響調査結果準備書をそれぞれ構成市町、組合事務所の方で縦覧を行っております。同じく6月19日から8月1日まで生活環境影響調査結果準備書に係る意見書の受付を行いました。先ほども上郡の沖議員さんからもお話がございましたように、この期間中に3件の意見書の受付をしております。これにつきましては、今後この意見書の回答の取りまとめ等を行いながら、これに約1ヶ月程度かかるのではないかと思います。その後、回答についての公告縦覧等を行っていきたいと考えております。6月22日から6月30日まで、それぞれ各構成市町さんでの準備書の説明会、宍粟市から最後のたつの市まで説明会を開催したところであります。7月の11日には組合の決算監査を行っていただいております。同日に循環型社会形成推進交付金、6月1日に協議を行ったものにつきまして、交付金事業の環境省の内示をいただいたところでございます。7月13日の正副管理者会議に於きましては、規約変更の協議、本日提案させていただいております案件の協議等行っていただいております。

最後に、7月25日でございますが、にしはりま環境事務組合の議会の運営協議会、それぞれ各構成市町の代表する議員さんによりまして議会運営協議会を開催したということでございます。

以上でございます。

議長（高尾勝人君） 行政報告の説明が終わりました。

行政報告に対する質疑は、原則として行いませんが、質疑内容を検討いたしまして、これを受け付けることができるとしてございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番。

13番（沖 正治君） 簡単にお聞きしますけれども、3市2町それぞれ大変暑い中、準備書の説明会ご苦労様でございました。その中で、各市町毎の人数は結構ですので、延べ人数で何人参加されたか報告をお願いします。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） 構成市町に於きましては42名でございます。それから建設予定地6集落なりの部分につきましては人数を把握しきれれておりませんが、構成市町に係る部分につきましては42名でございます。

以上でございます。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

1番。

1番（大脇和代君） 先ほど、環境影響調査について3件意見があったということですが、その大まかな内容を教えていただきたいということが1点と、それから生活環境影響調査については、コンサルがひょうご環境創造協会が副知事がトップに立っているコンサルというふうには聞いているのですが間違いはないかということと、やはり今環境問題が、公的な機関とかの事故とか問題が多い時ですから、やはりこういった大変重大な事を引き受ける業者については、出来るだけ透明感、公正感を増すために一般の入札で業者を決めるべきだと思うのですが、その点はどうなっていたのでしょうか。これまでに論議されたことかもしれないのですが、新人ですのでよろしく願いいたします。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） まず、意見書でございますが、内容的に現在精査中でございます、概ね34項目程度いただいているところでございます。これにつきましては、本日内容について触れることは出来ませんが、今後検討して報告をさせていただきたいと考えております。

それから、ひょうご環境創造協会のトップということですが、先ほどご質問された通り齊藤副知事で間違いございません。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

1番。

1番（大脇和代君） 先ほどお聞きしましたことで、随意契約であったかと思いますが、そういったことは相応しいのでしょうかということもお聞きしたと思うのですがお答えください。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） 事務局としては、専門的な部分、そういったこともございますので随意契約にさせていただいたということでございます。

議長（高尾勝人君） 1番。

1番（大脇和代君） 済んだことですが、今後こういった事がこれからもこの事業に関してはあるかも分かりませんので、やはり公共の事業でありますし、今環境に対する関心も高まっております。透明性の高い契約であって欲しいと思います。コンサルはたくさんあると思います。随意契約は望ましく

ないと思いますので今後ご検討の程よろしくお願いたします。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

ないようですのでこれで、これで質疑を終結いたします。

これをもって報告第1号、行政報告を終わりいたします。

報告第2号 にしはりま環境事務組合規約の一部変更の件

議長（高尾勝人君） 引き続き日程第6、報告第2号、にしはりま環境事務組合規約の一部変更の件を議題といたします。

管理者。

管理者（庵途典章君） 事務局長に報告をさせます。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） にしはりま環境事務組合規約変更につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の規約変更につきましては、構成市町及び施設規模が確定したということで、交付金の内示もいただいております。そういったことで、いよいよ施設建設時期を迎えるということでございまして、今回規約の見直しを行うものでございます。

最初にお断りを申し上げておきますが、皆様ご存知の通り、本組合の規約変更につきましては各構成市町で議決を得るものでございまして、当組合では議決を必要としないので、その点予めご了承いただきたいと思っております。

それでは、5ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。にしはりま環境事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表案でございますが、左側に現行規約、右側に変更案を記載しております。

まず、第3条につきましては、句読点等を整理して文章の体裁を整えたものでございます。第5条につきましては、「組合の議会の組織及び議員の選挙の方法」でございますが、これにつきましては、議会の議員定数は現行22名ということでございますが、今回14名をお願いしたいというものでございます。その内訳につきましては、宍粟市、佐用町の現行8名をそれぞれ4名にするものでございます。

次に、第8条でございますが、これにつきましては、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月8日に公布されております。施行は平成19年4月1日が予定をされております。そういうことで今回その内容につきましては、第8条の「収入役」でございますが、「収入役」を「会計管理者」に、第2項につきましては姫路市の助役さんでございますが、この部分につきましては各構成市町の助役さんがそれぞれ「副市町長」に文言改正が行われるようでございます。そういったことで改正をお願いしたいということでございます。第3項につきましても「収入役」を「会計管理者」に、ただし書につきましては、私共が情報をつかんでおりますのは、「会計管理者」は一般職員が充てられるようなことになっ

ております。そういったことで、ただし書につきましては削除させていただいているところでございます。

次に、6ページでございますが、第9条でございます。「管理者、副管理者及び収入役の任期」ということでございますが、第8条と同じ名称変更に基づくものでございますのでよろしく申し上げます。第11条でございますが、現行では「吏員及びその他の職員」という表現をされておりますが、「職員」というふうに改正がされるようでございます。第13条につきましては、「定めるものほか」というような表現をしておりますが、「定めるもののほか」というかたちで文言の体裁を整えたものでございますのでよろしく申し上げます。

それから、別表第12条関係でございます。この表の中段で「施設建設段階」でございます。現行に於きましては、「機種選定・工事契約段階から施設完成までの経費」という表現になっておりますが、「機種選定・建設工事に係る経費」という表現に改め、負担割合につきましては、現行の「平等割30%と人口割70%の比率により按分して負担する」となっておりますが、「総務経費：平等割30%と人口割70%の比率により按分して負担する。建設事業経費・起債償還額：平等割15%と人口割85%の比率により按分して負担する」という区分分けをお願いしたいというものでございます。

また、「施設運営段階」でございますが、現行では「総務経費・起債償還額：平等割30%と人口割70%の比率により按分して負担する」となっておりますが、「総務経費：平等割30%と人口割70%の比率により按分して負担する。起債償還額：平等割15%と人口割85%の比率により按分して負担する」というふうに改正をお願いしたいというものでございます。

ページを戻っていただきまして、2ページからでございますが、3条、5条、別表12条関係、それから13条、附則の部分で今回改正をお願いしている部分は赤字で記載しておりまして、これにつきましては既に正副管理者会議等で下協議等済んでいるところでございますが、3ページの青字の部分につきましては、先ほども申し上げましたけれども、現在公布はされておりますけれども施行は19年の4月1日というような予定になっておりますので、今後これについて説明会等があるかと思われま。組合といたしましては、組合規約を変更する上では一本でお願いするのが筋道ではないかということで説明をさせていただいておりますけれども、地方自治法の改正によりまして、にしはりま環境事務組合だけの規約を改正するということは、やはりそれぞれの構成市町での他の一部事務組合等との兼ね合いや構成市町での条例改正が行われるということも想定されますので、その辺の一本化等もあろうかと思われま。そういった中で、基本的ににしはりま環境事務組合としては構成市町での12月議会での上程をお願いしたいと考えておりますけれども、今後の状況により正副管理者会議等を経ながら提出時期等を改めてお願いをさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（高尾勝人君） 報告第2号についての説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番。

17番（金谷英志君） まず、この議決については各構成市町の議決が必要だということですが、各市町で議決されなかった場合はどうなるのかということが1点と、今度の改正については、議員については削減ということになる訳ですが、平等割りについては旧11町のままとということとの整合性、それから当議会で議員が議員提案した場合どういうふうに関約上なっているのか。その3点について答弁をお願いします。

事務局長（谷口茂博君） まず、1点目の各構成市町議会で議決されなかった場合どうなるのかというご質問ですが、それは規約が改正出来ずに、現行規約がそのまま残っていくということになるかと思えます。

それから、2点目の11町割と議員定数の問題でございますが、これにつきましてもいろいろと協議をされたところでございますが、やはり、先ほどもご説明申し上げましたように、議員定数等につきましては確かに格差はある。しかし、構成市町同数にするということになれば、当然11町枠というそのものが崩れるといえますかそういうことになりますので、基本的に11町枠を守るという中で平等割等も含められて議員定数も若干その部分を少なくされたら、11町枠を守るということの中で、やはり議員定数は同数に出来なかったということになるかと思えます。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵逄典章君） 議員提案につきましては、当然議会の中で提案出来ることとなっていると思うのですが、それは議会でまた諮っていただきたい。こちらでご質問を受けることではないかと思うのですが、どういうことでしょうかそれは。

議長（高尾勝人君） 17番。

17番（金谷英志君） この度の規約変更については、各構成市町の議会の議決が必要だということですが、このにしま環境事務組合議会で議員提案する場合のことをお聞きしているのですが。

事務局長（谷口茂博君） 私も議会運営等不慣れで、また、勉強不足で申し訳ないのですが、この規約変更に係る議員提案ということですよ。

17番（金谷英志君） そうです。

事務局長（谷口茂博君） それについてはですね、ちょっと勉強していないので分からないですけ

れども。たぶん。

管理者（庵途典章君） 規約変更は、各構成市町がそれぞれの議会の議決を経て成立するというかたちになっています。規約変更以外のこの組合の中で決める事については議員提案の中でここで決める事が出来ると思います。ただ、規約変更に係るものについては事務局長が言ったように、いくらここで議員提案されてもそのことをもう一度各構成市町へ持ち帰っていただいて、構成市町で再度そこで諮っていただいて決めていただくという手続きになると思います。

議長（高尾勝人君） 17番。

17番（金谷英志君） 2点目の11町枠を守るからということであれば、それでしたら議員をそのままそれぞれの各市町の意見を吸い上げるという意味で、議員定数もそのままということが公平性の面ではそれがいいと思うのですが見解はいかがですか。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵途典章君） 正副管理者の中でいろいろと協議をさせていただきました。当然3市2町というかたちで構成市町が2名ずつというかたちをとるのが一番すっきりするのではという意見もある訳ですけれども、ただ、姫路市さんにしてもたつの市さんにしても、それぞれ市の一部のところは処理区域というかたちで加入をされている訳ですから、やはり基本的な問題としては11町というかたちというものが今後堅持をしていかないと、この組合としてどうしても調整が、今後いろいろと負担にしても、これまでの計画、11町枠というものを基本にしていかないとそれぞれの構成市町での説明がかえってにくいという部分があります。ですから11町は堅持するということになりました。

11町を堅持した上で、それでは組合議員の定数についてはそのままいいのだろうか。定数的には宍粟市と佐用町の場合は8名という議員定数というのは、全体で22名ということになりますから、若干多いのではないかとということで、やはり議員定数についても11町枠を堅持しながら調整するというのであれば、やはり2名ずつということではなくて、4名というところで一番適切な調整ではないかというところで、それぞれの相互理解の中で決めたことです。ですから何名が絶対良いということでは計算上出る訳ではないのですけれども、妥当な定数としてはこういうかたちをとるべきではないかということで提案をさせていただいております。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

13番。

13番（沖 正治君） 今、議員定数の問題が出てるんですけども、この中で何が基本かということが分かりにくいという話も出たんですけども。22名を14名にした基本は何かということの説明していただきたいということと、議会の報酬はどの部分から出ることかということと、工事費から出る

のか総務費から出るのかということと、議会の本来の本質はどうなるのかと、最終的には議決というものが必要になってくると、そのものの考え方はどのようにお考えになっておられるのかお尋ねしたい。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵逄典章君） ですから、14名が良いかどうかということではなくてですね、今の構成が3市2町というかたちになっていますから、これまで通りそれぞれの構成市町が最低2名という議員の定数というものを基本にして、そして、先ほど言いましたように宍粟市と佐用町はそれぞれ合併して一つになりましたけれども、従来の11町というそういう流れの前提の中で、旧町からいえばそれぞれ1名ずつ減らして4名にするということで、計算上それが結果的に14名になったということでありませう。

それから、議会の報酬等は総務経費というかたちになりますから、これは経費的には平等割3割、人口割7割の各構成市町での負担という中から計算されるということになります。

13番（沖 正治君） それから、議会の本来の姿はどのように考えておられますか。議員定数とのリンクした兼ね合いはどのように考えておられますか。

管理者（庵逄典章君） 議会の本来の姿。本来の姿というのは、

議長（高尾勝人君） 13番。

13番（沖 正治君） それではもう一度お聞きします。組合議会そのものの在り方でこのように変則的な議員定数を定められている組合議会が他にも有るか無いか。やはり、議会というものは最終的には評決と言いますか議決と言いますか、最終的にはなあなあで済む訳ではないと。最後はやはり議会制民主主義のかたちの中で評決で決まるとというのが本来の姿であると思うのです。これが民主政治というものでありますのでね。その部分をどのようにお考えになっておられるのかということをお尋ねしたいわけですね。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵逄典章君） 議会の本来の姿と言っても、それは構成市町皆が協議して同意すれば、それで一つのかたちというものが認められれば、それが正しい議会だということが言えると思うのですけれども。ですから、今回変則的と言われるかもしれませんが、これはにしま環境事務組合のこれまでの経緯の中で11町というかたちで進めて、そして、市町村合併ということの経過を踏まえて現在の3市2町。その中で今後の進め方ということでの議会構成をいろいろと協議をさせていただいている訳ですが、これについては今後の負担等各市町が責任を持って行く。その持ち方として、11町という過去からの経緯を踏まえて基本的には今後も進めていくということの前提の中で、先ほど言いましたような議員定数を提案、協議をさせていただいたということです。ですから、どれが正しいということは

ないと思うのですけれども、他にも有るかどうかは分かりません。こういう経緯を踏まえた組合が有るかどうかが分かりませんが、私は皆さん方にそういうことで、こういう構成で今までの経緯を踏まえてやっていこうということで、皆さんの合意を得られればそれで進めて行けるのだというふうに思っています。

議長（高尾勝人君） 13番。

13番（沖 正治君） 先ほど、管理者が言われた合意ということは何で定めるのか。合意ということを含め、それと、8名が4名に減ったということは大変な努力だったと私も認識しておりますけれども、人間やはりある程度地域性等いろんなことが加味されるのが、これ偏見と言われればそれまでかもしれないけれども、そういう考えに成り立つのが人間だろうと思います。公正公平に審議し、議論し、最後には答えを出すのがこれが当然議会だろうと思いますけれども。しかしながら、やはり合併した時の各市町のいろんな絡みもあったり、いろんな中でこれまで議員定数というものも決めてきた各市町もあると思います。そういう公正公平を考えた時にね、そういう中で我々が仮に、たつの市さん、姫路市さん、また上郡、この中でいろいろと協議するということもね、仮に、なあなあの話になった時でもお願いしてやったところで6人です。宍粟と佐用がやった時には8人になります。数の絶対数が違うのです。きつい事ばかり言いますが、そんな偏見で歪んだ見方をしてもらったら困りますと言われるかもしれませんが、これが議会の本来の姿でしょう。その時、もし我々が提案した時にそれが本来当然と、上郡の町民も当然と思うことがあっても、ここで発言の中でやはり最終的にはそれがまたきちっと議論しましょうと。議論は議論になっていくと思いますけれども、最終的に議会制民主主義で評決した場合どうなるかと。その辺を私は心配しているのです。

何回も私はこの議会で言うのですけれども、ご存知のように私共、上郡は赤穂と協議会が進んでいるのです。それがどこまで進むかは分かりません。しかしながら、もうここではっきりと言いますが、赤穂の議員の方からも11町の方はどういうふうにしていくつもりなのかと再三言われます。その先はまた次の議会で言わせてもらっても結構ですけれども、今日は敢えてそれを言いませんけれども、やはりそういう対応の仕方というものを管理者の方で、やはりそこら辺のこともきちりと踏まえた対応の仕方というものも考えていただきたいなど。考えておくべきではないかと私はこのように思うのですけれども。細かな突っ込んだ話はしません。またそれは言う機会が多分あると思いますので。ここで発言したからどうのこうのというものではありませんので、議員定数をどのように考えておられるのかと、それだけ意見として今日は終わりたいと思いますのでよろしくお願いします。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

1番。

1番（大脇和代君） 直接的ではないのですが、この定員の件と絡んでちょっと確認させていただきたいのですが。以前に確認書の中では姫路市とたつの市については建設4年間と稼働7年間で11年間という、当分の間というのが11年間というふうに聞いております。それは間違いありませんということ、個々の規約についても当分の間、11年間でまた再度新たな協議が起きるというふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） 確認書では、建設4年、施設稼働後7年ということで確認はされております。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵途典章君） そういう確認の基にですね、当然そういう段階でそういった申し出があった時にそういう協議は当然されます。協議なしで脱退とかということではないので、当然必要な協議はその段階でされるということです。

議長（高尾勝人君） 1番。

1番（大脇和代君） 協議というのは、姫路市の理解としては、11年後にはこの組合を抜けるというふうにして私たちは理解しておりますが、その理解でよろしいですねというふうにお聞かせいただきかったのです。

以上です。

議長（高尾勝人君） 再答はよろしいですか。

1番（大脇和代君） よろしいです。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

6番。

6番（岡前治生君） 2点ほどお聞きしたいと思うのですが。一つは、先程同僚議員の方からも出ておりましたけれども、この計画自体が11町枠を堅持するのになぜ宍粟市と佐用町の議員数だけを半数に減員するのか。それについても、この前、私たちも宍粟市の市長から議員協議会で資料をもらって、今日も説明がありましたけれども、ただ単に規約で「施設建設段階までに必要な見直しをするものとする」という附則があるから見直しがされているのだと思いますけれども、ただ半数にするについては、議員数を同数にすれば平等割についても影響が出てくると、ただそういうふうな理由で取り敢えずは、8人を4人とというふうな、そんな単純な考え方が見え隠れしているのではないかと思います。それで、私はいつも言うのですがけれども、広域のこういう事務組合というのはなかなか議員の目の一番届きにくい組合で、ややもすると、税金の無駄遣いとは言いませんけれども、そういう部分も出てくる可能

性が一番あると、そういうことで言いましたら「建設段階までに必要な見直しをするものとする」とあります。これが必要な見直しかどうか、見直しをしたけれども結果的にはそれぞれ11町枠が堅持されている訳でありますから、おそらく宍粟市がそうでありますから佐用町もそうかなと思いますけれども、旧町毎に2名ずつの議員が出て来ているというふうなことであります。そういう点で言いますと、やはり各町毎のごみ行政の在り方も含めて大変分かり易い仕組みにはなっておりますので、必要な見直しをするとは書いてありますけれども、やはり施設が建設するまでは旧11町枠の各町2名ずつという枠は確保すべきではないかと私は思うのですが、その点いかがでしょうか。

それからもう1点は、前回の6月の議員協議会の段階で概算の負担金というようなことで平等割30%、人口割70%で計算されたものが出て来ておりますけれども、今度新たにこのように規約が改正されて、区分によっては平等割15%とか人口割85%とかいうふうなことになるとう各市町の負担割合はどうなるのか。その比較が分かる資料を是非出していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵途典章君） いろいろと協議した中でですね、単純なやり方というふうに言われるかもしれませんが、私はこの見直しを図るという中で、今、逆に上郡の沖議員からお話のようなですね、構成市町の議員定数が大きく違つと、やはりこういう点にも配慮しながら11町枠というかたちでの今後の枠組みを踏まえた上での事業を進めて行くという、やはりそういうことにも充分に対応するというので、旧町でいえば2名ずつだったのを1名ずつというかたちになりますけれども、旧11町という中での1名の議員はそこで確保するというので4名であればそういう両方の考え方にも配慮した構成になるのではないかと、正副管理者の中でもどこかで決めなければなりませんので、こういう定数でご理解いただけるのではないかと、提案をさせていただいているところです。

2点目についてですが、この点については、当然負担割合は平等割を30%から15%にするということで増えるところと減るところはあります。これについての資料は構成市町それぞれ担当課長に課長会の中でも説明をしておりますので、そこで見ていただければと思います。

議長（高尾勝人君） 13番。

13番（沖 正治君） 今、確認書の件が出ましたので、それに関連してお聞きしたいのですが。

県の県議会の方で知事の方からね、姫路市さんは11年経った段階で脱退については協議すると。脱退するとは言っていない。協議するという答弁をしておりますね、そこで。しかしながら、姫路市さんの方はね、負担については11年間と決定しておりと。組合を脱退することは別であると。脱退することと負担金は別に考えているのです。だから、負担金とはにかく11年でこらえていただきたいと。脱退については柔軟性を考えてやっていきたいなと。これ、知事の答弁と、今、合ったような合わない

ようなやね。脱退しないと。協議すると知事の方も答弁しているのですよ。しかし、負担は11年でこらえてもらいたい。しかし、負担はこらえていただきたいけれども脱退の方は別問題でというようなニュアンスの話が出ているのですけれども、それはこの場でとやかく言っても変な事になっても困るのでこれ以上追求しませんけれども。そこら辺をやはりきちっとした答弁を管理者にもしていただいて、腹をくくって腹を据えた事業の進め方をしてもらわないことには、裏でごろごろ動くようなことでは我々議員としても迷いますし、私のところの赤穂の合併もどうなるのか不安なのです。やはり管理者となった以上はきちっとけじめを付けた、きちっとした考えの中で進めてもらわないと、裏ではこんな話になっているんじゃないかとか、表では議会の答弁ではこのようにしておけばいいんじゃないかというようなことでは、私たち議員としては納得のし難いところがあるので、その点よろしくお願ひしたいと思います。何も答弁をもらう必要はありません。今の私が読んだのははっきりしているのですよ。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

17番。

17番（金谷英志君） 今の沖議員の関連ですけれど、確認書の話が出ましたので。佐用町議会では一般質問で私町長にしたんですけれども、管理者ということもありますし佐用町の町長ということでもありますので。

佐用町議会では、確認書については脱退する方に対して負担がかえってかかってくるんだということなんですけれども、この場でそういう見解でよろしいでしょうか。確認したいのですけれども。姫路市についてはですね、稼働後7年経ったら、脱退する場合にはむしろ姫路市に対して負担がかかってくるんだと、こういう答弁でしたけれども。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵途典章君） 姫路市さんが脱退すれば姫路市さんに余分な負担がかかるというような答弁はしているつもりはありません。それは確認していただいたと思うのですけれども。ただ、協議することと、脱退されてもお互いに負担が増えないようなかたちで考えなくてはいけないということで、規模についても、姫路市さんに協力をいただいて規模を縮小することによって当初の建設費についても削減をするということも、これも一つ話をさせていただいたと思うのです。それから7年後にもし脱退ということになればその段階で当然協議もすると。負担なり精算についての協議をするというかたちになっております。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

17番。

17番（金谷英志君） その点、先程沖議員が言われたようにかっちりしておかないと、7年後に

問題を先送りするのではなくて今決めておかななくてはならない。先程の管理者の答弁では7年後に協議をするのだから今どうでも決めておかななくてもいいということになります。今、負担金なりそういうことを決める訳ですから、今の段階で確認書をどういうふうに読むのかということを経理者としてもはっきりしていただきたいと思っておりますけれども。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵途典章君） これは、管理者が決めるのではなく、構成市町の正副管理者が、3市2町がお互いに責任を持ってお互いに協力してやっている訳ですから、そこでそういう確認をしているんですから、私に決めろと言われても私一人で決めたらいい問題ではないと思っています。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

1番。

1番（大脇和代君） 今の件ですが、やはり姫路市にとってもこのことは非常に重要で、これまで安富町が11町と合意をして建設をするということだったから合併をして係わって来たんですが、姫路市は安富分のごみも処理、受入が出来る状況にあると思うのです。ですから本来は、合併の段階で見直しておいた方が後のごみ処理施設にとっても、姫路市が抜けた後、また、たつの市が抜けた後、その含めた規模の施設を造ると含めてないのでは違うと思うのです。そのことがやはり住民に対して税金をどのように使って私たちの暮らしや健康、環境を守るかということと繋がるので、やはり7年間稼働して抜けていくということを経理前として考えるということは大変問題があるように思うのです。ですから姫路市は、当初から抜きたいというような意向を示していたと思うのです。その後で協議の中で、そのルールを守らなくてはならないというような苦渋の選択をしたと思うのです。その点は非常に大事な部分だと思いますので、やはり、もう一度7年後のことというのはしっかり考えておく必要があると思うのですがいかがでしょうか。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵途典章君） それはお互い構成市町と県にも確認をいただいて、一緒になってこういう当初建設段階での確認をして進めるということで、7年後にはそれを協議をするということで決めたのですからそういうかたちで進めさせていただきます。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これで報告第2号につきましては終わりいたします。

認定第1号 平成17年度 にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定の件

議長（高尾勝人君） 引き続き日程第7、認定第1号、平成17年度にしはりま環境事務組合一般

会計歳入歳出決算の認定の件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者（庵途典章君） 事務局長に説明をさせます。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

議長（高尾勝人君） その前にお知らせします。

本会議を時間延長とさせていただきます。

延長時間につきましては、その都度判断させていただきます。

それでは事務局長説明をしてください。

事務局長（谷口茂博君） ただいま議題となりました、認定第1号、平成17年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定の件につきましてご説明を申し上げます。お手元の資料10ページ、11ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入、1款分担金及び負担金につきまして、収入済額7,998万3,000円、9款繰越金179万9,431円、10款諸収入216円、歳入合計8,178万2,647円でございます、収入未済額はございません。

歳出、1款議会費につきましては、支出済額が65万6,223円、不用額が12万4,777円、2款総務費につきましては、支出済額7,884万9,637円でございます。歳出合計につきましては、支出済額が7,950万5,860円でございます。不用額のトータルは、227万8,140円となっております。歳入歳出差引額227万6,787円でございます、これを平成18年度へ繰越させていただきますと考えております。

次に、12ページでございます。12ページにつきましては実質収支に関する調書でございます、区分5の実質収支額は227万6,787円でございます。

13ページからは、事項別明細書を記載いたしておりますので、主なものだけをご説明させていただきますと思います。14ページ、15ページでございますが、歳入の分担金及び負担金につきましては、収入済額の内訳を備考欄に記載しておりますのでご覧くださいと思います。9款繰越金につきましては、179万9,431円でございますが前年度繰越金でございます。10款諸収入につきましては、備考欄にございますように預金利子でございます。

次に、16ページ、17ページでございますが、歳出、1款議会費につきましては、報酬等にかかるものでございます。2款総務費につきまして主なものをご説明申し上げますと、1節報酬につきましては、第2期検討委員会を本年度7回開催させていただいております。それから周辺地域連絡協議会、こ

れにつきましては本年度8回計画をさせていただいております、記載額がそれぞれの委員会の報酬額でございます。また、3節の職員手当につきましては、17年度に於いては住民説明会等々で非常に職員に時間外を強いたようなかたちでございまして、224万3,639円の支出をしておりますがご理解をいただきたいと考えております。17ページの一番下の需用費でございますが、302万7,104円でございます。これにつきましては、備考欄で広報誌印刷代106万5,750円を支出しております、その他消耗品なり燃料費等でございます。

次に、19ページの13節委託料でございます。これにつきましては、1,699万9,576円の支出をしております、主なものを申し上げますと、生活環境影響調査315万円、施設整備基本計画333万9,000円、地域振興施設基本計画105万円、地形測量業務99万2,250円、技術支援等業務220万5,000円、検討委員会資料作成等業務94万5,000円、ごみ処理基本計画改訂業務273万円、地域計画策定業務で78万7,500円等の計画に係るものでございます。

次に、20ページ、21ページでございますが、19節負担金及び交付金につきましては、支出済額が4,429万5,741円でございます、主なものにつきましては派遣職員の人件費負担額6名分でございます。2項の監査委員費につきましては、支出額4万5,287円でございます、報酬、旅費の支出でございます。以上簡単で早口で申し訳ございませんが決算についての説明を終わらせていただきます。

議長（高尾勝人君） 認定第1号についての説明が終わりました。

それでは、引き続き監査委員より決算審査につきましての報告を求めます。

坂口 榮 監査委員。

監査委員（坂口 榮君） 失礼します。お手元の資料23ページの決算審査意見書を朗読させていただきます、決算審査の報告とさせていただきますと思います。

決算審査意見書、1.審査対象 平成17年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算について。2.審査期日 平成18年7月11日。3.審査場所 赤穂郡上郡町光都3丁目7番1号 にしはりま環境事務組合事務所会議室に於いて。4.審査意見 地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成17年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算は、併せて提出を受けた証拠書類並びに関係諸帳簿と照合し慎重に審査を遂げた結果適正なるものと認めます。平成18年7月11日。にしはりま環境事務組合管理者 庵途典章様。にしはりま環境事務組合監査委員 坂口榮・東豊俊。

以上です。

議長（高尾勝人君） 決算審査の報告が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番。

10番(山下由美君) 決算書の19ページのごみ処理基本計画改訂業務で273万円が使われて、実際に改訂された計画書が出て来ているんですけども、これはいつ厚生労働省とか環境省に提出されて、いつ認可が下りるといふ予定になっているのでしょうか。

議長(高尾勝人君) 事務局長。

事務局長(谷口茂博君) ごみ処理基本計画につきましては、あくまでも組合で作成をするものでございまして、これについて国、県等の許可とかそういうものは一切ございません。一応計画書が出来たということで、県民局等につきましては計画書を提出だけさせていただきます。

議長(高尾勝人君) 他にありませんか。

13番(沖 正治君) 2点ほどお伺いします。19ページの使用料及び賃借料で自動車リース料84万4,200円となっているんですけども、これは年間通してのリースなのか。また、何台のリースになっているのか。必要な時だけリースしているのかということと、もう1点は17ページの職員時間外勤務手当について、職員におかれては大変暑い中ご苦労さんでしたと。時間外手当をいただくのは当然であろうし、生活環境影響調査結果準備書の説明会についても大変であったらと思います。これに私は不服を言っている訳ではないですけども、先ほどもお聞きしたように延べ参加者が42名だったと。これに私はちょっと疑問を感じているのですよ。残業賃を払ったことに対して私は何も言いません。しかし、影響調査そのものの説明会の出席者の延べ人数が42名だったと。これから考えると私もちょっと理解がしにくいんですけども、この点をどのようにお考えだったのかなと。何も残業賃が多いとかそんなことばかり思っておりませんので。大概暑い中ご苦労様でしたと。しかし、42名のやり方がどうだったのだろうかとかこのように思うのです。

議長(高尾勝人君) 事務局長。

事務局長(谷口茂博君) まず、車のリースでございますが、これにつきましては年間で2台の車をリースさせていただいております。

それから、時間外につきましては住民説明会、建設予定地の説明会等で時間外をしております。また、検討委員会なり土曜日に開催しておりますので、そういったことで時間外が増えておりまして、先ほどの環境影響調査に係る住民説明会につきましては18年度予算で対応させていただいております。今は17年度決算ということでやっておりますので、すみませんがよろしくお願ひいたします。

議長(高尾勝人君) 13番。

13番(沖 正治君) 予算の方はそういうこととというような説明を受けたんですけども。結局42名ね、この部分の説明があったんですけども、環境影響調査をやった中で予算的なこともこの

中で全然ゼロだったということもないと思うので。いろんな事の中で。作成するための用紙代とかそのようなものも予算には含んでいないという訳ですね。影響調査の資料を作るのに予算は入っていないということですね。人件費は含んでいないけれども用紙代とかコピー代というのも一切含んでいないということですね。この予算の中では。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） 生活環境影響調査の準備書等につきましては、これにつきましては委託をしておりますので、関連するコンサル協議等の用紙代等は17年度で一部準備を進めておりますのでそういう用紙代等が入っております。私が言いましたのは、環境アセスに係る住民説明会につきましては、18年の6月から動かさせていただいておりますのでということでご了解を賜りたいと思います。

13番（沖 正治君） その部分については18年度予算ということですね。

事務局長（谷口茂博君） そうです。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

6番。

6番（岡前治生君） 何点かお聞きしたいと思いますが、まず、1点目には冒頭で議論しました基本計画ですが、これについて私は改訂内容について、今年の2月27日のにしはりまの会議の場で、その改訂内容について案の段階で示してもらいたい。そして、ごみ量の一番の大本を変えられるのであるから十分議会で議論をしてですね、そして決定すべき事柄だというふうなことを申し上げ、そしてら管理者の方も案の段階で出しましょうというふうに言われて、そしてやっと出て来たのが6月の7日でした。それで、その段階でもいろいろな疑義を申し上げまして、そして、今日も同じような議論を繰り返ささせていただきました。その結果、結局この基本計画書の改訂された内容というのは、この議会として承認したことになったのかどうか、その点がまず私は全く分からないんです。この前の6月の7日の段階では、議長はこの内容について了解を求められた訳でもないし、結局いろいろと疑義は正しましたけれども、最終的には決は採られていないと思います。にも係わらず、この後提案されます補正予算を見ますと、それが具体化されるような内容で出て来ているというふうなことになっておりますから、その点当局として管理者側として、どういうふうな基本計画を捉えておられるのか。2月27日に説明を聞いた内容とは随分ずれがあるんじゃないか、議会軽視じゃないかと思うんですけれども、その点いかがですか。

それから2点目ですが、この間も確認書のことについて縷々質問が出ておりますけれども、結局は1年後に協議をしましょうと。脱退を申し出られたらその段階で協議をしましょうと。こんないい加減なことでこの計画が進んで本当にいいのかどうか。結果的に、例えば姫路市が脱退しますと、脱退しま

すという協議を申し出られたと。そしたら、その時に最終的に姫路市は脱退ということで認めましょうというふうなことになった場合、今の施設は少なくとも過剰な施設になる訳ですよ。安富町の平成16年度のごみの実績は年間1,000トンほど出ておりますけれども、少なくともそのごみの量は余分になってくると。しかも、ごみの量というのは将来的にはまだまだ減る計画が立てられている訳ですから。それに同じように新宮町についても協議がなされて、もし脱退しましょうということになったら全体としてごみの量は20%減る。先ほど来縷々上郡の議員の方が。

議長（高尾勝人君） 決算審査をお願いしておりますからね。決算審査のことについて質疑をしてください。

6番（岡前治生君） だから19ページの基本計画の改訂業務が決算でされているんでしょう。そのことを聞いているんでしょう。

議長（高尾勝人君） 議会で議決されたことでもありません。その件につきましては、基本計画は提出されましたけれども。私が答えるべきではないかもしれませんが。

6番（岡前治生君） ですから、それはまた当局に答えてもらってくださいよ。今2点目の問題を私はお願いしている訳でしょう。

議長（高尾勝人君） 決算審査についてのみ質疑をしてください。

6番（岡前治生君） 決算審査の中身じゃないですか。ごみ処理の一番基本的なことでしょう。だからそういう場合に、そういう場合に本当に、管理者は冒頭ですごくいいことを言われましたけれども、過剰な施設を造って税金の無駄遣いになるようなことはしないと。そういうふうに変なことをおっしゃいましたけれども。もし11年後にこの2市が抜けるということになれば、本当に税金の無駄遣いということに繋がっていく訳ですよ。ですから本当にそういう意味で、私はこの前も言いましたけれども確認書の統一見解を出してくださいと、11年後にはどうなるのか。結局でもそのことは、要は今までの議論を聞いてみますと、11年後には両市から協議があって、脱退するのかどうかということはその時に決めるから分からないということではないですか。こんないい加減なことで、こんな92億という大きな事業を進めるということでもいいのですかということを私は前から申し上げてきた訳で、その辺り確認書についての統一見解を出してくださいよ。姫路市の方がおっしゃっているように姫路市としては11年後には脱退するということなんですよ。でもそうではないということが、そんなことで通用するのかどうかですよ。92億というふうな大きな事業をするにあたって。この間も言いましたけれども、供用開始後7年で抜けられたら後のほうが長い訳ですよ。そしたら残された宍粟市、佐用町、上郡町の1市2町で負担しようと思ったら本当に大変なことになる訳ですから十分に考えていただきたい。だから確認書についての統一見解を私は出していただきたいと思います。

それともう1点は、バックアップ効果について相当議論はしましたけれど私は理解出来ません。それでは質問を変えますけれども、それでは100トンがバックアップ効果によって90トンになりましたと言われるのであれば、どういう計算の基に90トンになったのか。約1割減らして90トンですよと、そんな馬鹿な話はありません。どういう計算式の基に90トンという数字が出て来たのか。どういう計算によって132トンが100トンになったのか。その数字の根拠をきちっと現してください。そして私はこれ以上しつこく言いません。今の段階では、少なくともこの基本計画書に書いてあることについて言えば、理屈がどうしても納得出来ない内容でありますから私を納得させてください。

それともう1点、この基本計画書についても、国に提出するものではありませんというふうなこともおっしゃいました。そして、冒頭で私と事務局長なり管理者なりと議論したことがまた矛盾するのです。国に出すものではないのに、とにかく数字合わせのために作りましたということの裏返しでしょう。そんなことがこんな公の場で通用する訳がないでしょう。

議長（高尾勝人君） 端的に質問してください。

6番（岡前治生君） だから答弁してくださいとお願いしているのです。分からないですから。

議長（高尾勝人君） 質問も端的にしてください。

6番（岡前治生君） してますでしょう。

議長（高尾勝人君） 長いです。

6番（岡前治生君） 仕方ないでしょう。言わなかったら分からないですから。

それからもう一点。

議長（高尾勝人君） 意見じゃなしに質問をしてください。

6番（岡前治生君） もう1点は、確認書のように供用開始後7年でもし脱退するようなことになった場合、いわゆる補助金適正化法とかそういう法律に抵触するような事態が起こらないのかどうか、その点、その基本計画に関してお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵道典章君） ごみ処理の基本計画につきましては、議会で承認した覚えはないと。当然、議会の承認をいただく案件ではありません。ただ、こういう計画に基づいてそれぞれ予算化をしていきますから、その予算の中で当然議会の皆さん方の判断をいただき承認をいただくというかたちで事業は進めて行くということになります。ですから、その点については、それに伴う今回の補正予算については、施設そのものの本体の予算事業としての予算化はしておりませんから、後は全体の中で関連はございます。

それから、姫路市さんたつの市さんなりとの確認書についての統一見解についてですが、統一見解は出ております。ですから、先ほどからずっと説明しておりますのが統一見解です。それぞれの7年後にはその段階で協議をするということで考えております。

事務局長（谷口茂博君） それから、100トンから90トンになったという説明、数字的根拠はございません。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

ないようですのでこれで質疑を。

6番（岡前治生君） まだ答弁いただいていない。補助金適正化法とはどういうものですか。関係ないのですか。

議長（高尾勝人君） 挙手して発言してください。

6番（岡前治生君） 質問したことに答えていないから言っているのでしょう。

議長（高尾勝人君） それでも再質問があれば挙手して発言してください。

6番（岡前治生君） 再質問ではない。一度質問したことに答弁がないから言っているのでしょう。

議長（高尾勝人君） その旨を発言してください。

6番（岡前治生君） 議事進行をきちっとしてくださいよ。

議長（高尾勝人君） その旨を発言されれば良いのではないですか。まだ残っているとか。

6番（岡前治生君） ですから、まだ残っていると今言っているではないですか。

事務局長（谷口茂博君） もう1点につきましては、今現在の確認書に於ける、後不適切な規模の施設を造るということについてのお話でしたね。それで確かに11年後協議するという問題がございませぬけれども平成22年にはです、やはり構成市町の処理区域のごみはにしはりま環境事務組合で処理をする訳です。その点だけご理解をいただきたいと思うのですけれど。

議長（高尾勝人君） よろしいですか。

6番。

6番（岡前治生君） 何を言っておられるのかよく分からないんですけども。まず、一つ目の基本計画の改訂案が承認されたかどうかという問題というのはすごく大事な問題で、これは議会の議決事項ではないとかいうふうなことで、いわゆる議決事項ではないということは当然のことなのですよ。でも、あの当時今の管理者がおられたかどうか覚えておりませんが、ごみ処理場を今から建てようという段階で規模をいくらしにしていこうかということ、これがごみ処理場を造るにあたっての出発点なんです。でも、その数字を大幅に見直しますよと。恐らく100トンくらいにはなるでしょうと。でもまだその段階では正式な数字は明らかに出来ませんというふうな段階で言われておって、一番大事な

ごみ処理の基本計画の一番の大本の数字を見直すと言われるのですから、当然議会で諮られてしかるべきでしょう。議会の承認を得た上で進めるべきでしょうということで、だから案の段階で当然示してもらえらるんでしょねということを確認してその協議会は終わっているはずですよ。それで今回、先ほど管理者は議会の承認を得るような問題ではないと言われましたが、でもそれは違いますよ。やはり90トンとおっしゃるのであれば、90トンという規模が本当に妥当なのかどうか、やはりこの議会で承認を得た上で事業というものを進めて行かなければ何のための議会ですか。議会なんか必要ないということになる訳でしょう。その点再度お答えくださいよ。

それと、いよいよ90トンの根拠についてはありませんと言う、まあそれが本音でしょう。だから今まで矛盾したことをいろいろと言われておるから余計説明がややこしくなるだけの話であって、要はこの基本計画書に書いてあるのが結局は計算式としてそうであるべきであって、だから90トンというのは確認書に書いてあるように姫路市のバックアップ効果ということではなくて、本来であれば90トンから姫路市のバックアップ効果を考慮して90トンよりもっと少ない施設に出来るということなんですよ。それがもし言えないと言われるのであれば、何故それなら100トンが90トンになるんだという計算式なり根拠をきちっと示してください。それが無い限り私としては絶対に納得出来ません。でも局長は今90トンの根拠はありませんとはっきり明言されました。これはどういうことになるのか再度お答え願えたらと思います。どうでしょうか。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） 「数字的根拠はない。補修時災害時にバックアップ体制をとることによって90トンとする。」ということですから。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵道典章君） 当然ですね、その内容につきましては議会の方にも報告させていただいて、皆様のご理解をいただいて進めるということ。これは私も当然、今までもそういうことで対応させていただいたと思っています。今回の改訂につきましてもですね、そういう改訂内容について6月7日の協議会の中で、こういう規模で今後進めたいということを説明をさせていただきました。それを理解をしていただけるかどうかというのはそれぞれであります。ですから、岡前議員が私は理解が出来ないと言われるのであればそれは私共も出来る限りの努力はしますけれども、こちらがいろいろなかたちで説明をさせていただいて理解出来ないと言われても、それに対しては私の責任ではありません。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

13番。

13番（沖 正治君） 私が一番冒頭に、協議会の冒頭に言いましたけれど、旧11町、現在の3

市2町ですか、この区域で日量いくらのごみの排出量になるのかと。施設を建設した時にいくらのごみが集まるのかと。その数字を教えて欲しいと言った時にはなかなか数字が出てこなかったと。当然構成市町で何トンのごみが日常出るからこれを焼却するためにはこれだけの炉を造らなければならないというのが根本になる訳でしょう。違うんですか。そうじゃないんですか。ですから私は最初に聞いたんです。旧の11町、3市2町でいくらのごみが出るんですかと。それによって焼却施設の規模というのは自ずから決まってくるのではないですかと。バックアップ効果がどうだろうが何がどうだろうがこれは別問題で現在はこうですと。そのために、私がいくらあるんですかと最初に聞いた時に出ないから、それから私も一つも質問が出来なかったのですよ。だから、仮に90トンにするのに現在95トンか96トンごみが出ているのであればですね、後の5、6トンはどうするんだということを考えないといけません。変な事を言わずにそのものを分かり易く言ってもらわないと。

議長（高尾勝人君） 事務局。

事務局（深澤寿信君） 先ほどの沖議員さんからのご質問ですが、現在の90トン予測での1日のごみの排出量の数字を申し上げます。

ごみの総排出量、いわゆる可燃、不燃、資源、粗大ごみの総量ですが、小数点1位を丸めさせていただきませんが、姫路市が約5.0トン。その内いわゆる焼却にまわす分ですが、可燃ごみ及び粗大、資源の可燃分が約3.2トン。それから、たつの市の総ごみ排出量が日14.0トン。同じくその内訳の焼却分が10.6トン。宍粟市、総ごみ量が28.7トン。その内焼却部分が23.8トン。上郡町、総ごみ量16.9トン。内焼却分が12.4トン。佐用町、総ごみ量27.0トン。内焼却分が15.8トンです。総ごみ量の計画上のトータルは小数点1位で留めますが日91.6トン。それから焼却ごみ。いわゆるこれが炉の設定基準になりますけれども、これは岡前議員さんも言われておりましたが65.8トン、65.79トンですけれども切り上げて65.8トンという排出量予測を立てております。

議長（高尾勝人君） よろしいですか。もし必要であれば資料を配付するように言いますがどうでしょうか。

13番（沖 正治君） 今の資料を配ってもらってください。

議長（高尾勝人君） そうしましたら事務局の方で提出するように依頼しておきます。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

1番。

1番（大脇和代君） 今の数字をお聞きしましたら、その内姫路市とたつの市を合わせて約14トンあると思います。それを11年後には引くことになると思うので、私はここにいる皆さんに心から訴えたいと思うのです。議員はやはり住民の声に謙虚に耳を傾けないといけないし、税金の使い方という

のを厳しくチェックする立場にあると思うのです。滋賀でも知事が議会と違うような結論を出しました。

ですから、やはり合併が進んで状況が変われば考え直すということも議員にとっても大事なことではないのかと思うのです。そういう立場で意見を出されている方がいらっしやると思うのです。真剣に皆さんと一緒に考えようということで異論を出されているのですから。私は何か時間だけを気にしたような発言を制止するような今回の進行の仕方に疑問を感じましたし、その点、是非皆さんで本当に良い方向に考えようではありませんかということをお話したいと思えます。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵途典章君） 基本的なことでお話がありましたので、ごみの処理施設の建設にあたってどういう準備、計画に基づいて今進めているか、これはごみの処理につきましても、昔は補助金、今は交付金というかたちで財源的な国から補助金をもらって建設をしていきます。自己財源だけでは当然出来ません。大きな起債も借りてやる訳です。そのためにも、今言われるようにいつでも加入したり脱退したり、大きな投資をしておいてですね、それがまた二重になるような投資、そんなことは行政としても県としても国としても当然組合としても出来ません。ですから、脱退をされると言われますけれども、脱退をするという前提についてですね、それが将来的に新しくごみ処理施設を、お互いに脱退したとしても絶対にその処理区域のごみというのは処理はしていかないとはいけない訳です。

姫路市さんの場合には、旧安富町分の可燃ごみ3.2トンというのは新しく造られる施設の中で調整が利くくらいな規模だということかもしれませんけれども、基本的に他の構成市町に於いては大きなウエイトを占めている訳です。その処理区域の処理というかたちで、今回国からの交付金をいただいて新しい施設を造る訳です。だからもしそこを簡単に脱退をして、後で自分たちの施設を造らないといけないということになった場合二重には交付金も貰えない、受けれないということですから、そんなことで各市町とも大きな住民負担、また税金の無駄になるようなことを、当然こんなことは常識的に考えても出来ることではない訳です。

ですから、簡単に施設が造られる訳ではなくて、それだけの処理区域の枠組みというものが二重にならないように、やはり枠組みというものをきちっと決められた中で計画を進めているということ。そして、その事業が実際に実施されているということ。この点を当然お互いに踏まえてやれば大協議員の言われるようなことは起きませんし、そういうことはしてはいけないことは十分理解しております。

議長（高尾勝人君） 9番。

9番（田中鶴雄君） 参考までにお聞きしますけれども、最前から岡前議員の方からも設備が過剰であるという指摘もございますけれども、やはり財政と絡み合わせてたくさんのお金がかかるので、それは辞めて緻密な計算をして65トンくらいにしたらどうだろうというふうなお話も私はあるだろう

と思いますが、それでは90トンで92億、1トンで1億円ですかという話はどうなんでしょうね。その辺参考にお聞きしたい。仮に60トンでトン1億5,000万かかるとしたら90億かかる訳ですから。その辺の相互関係もたぶんあるだろうというふうに思います。過剰設備と言うと過大な資産がかかると、財政がかかるといふことの相互関係を、ここで詳しく言っていたかなくてもいいですけども、仮の話で参考までにお聞きしたいと思います。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵逄典章君） 実際にいくらかかるかというのは、実際に設計がされて、それに基づいて積算をして、後は入札なりいろいろな発注によってかなり違ってくるので、今の段階では分かりません。ただ、大まかに大雑把に、昔はごみ処理施設を建設しようとするれば、今の技術水準のものを造ろうとするれば、1トン当たり1億ぐらいかかるという時代もありました。しかし、今はいろいろとたくさん施設ができ、合理化される中で、施設そのものはトン当たり5,000万から6,000万、そういうことも言われます。ただ、それが100トンで100億かかるから、50トンで50億で済むのかと言われてみると、なかなかそれはそんな正比例になるようなものではありません。やはり大きくなれば大きくなっただけそれだけの規模の効果というものがあり、割合としては安く出来ると思いますが、ただ、小さくなったとしてもそういう周辺のいろんなアクセス道路等含めて一緒になりますし、小さくなったから安くなるというものでも当然ありません。ですから、今の段階では基本的に今までされているところの状況を見ますと、そういった例を参考に調査をしますと、処理施設そのものの単価は大体トン当たり6,000万から7,000万位かかっているのが普通のようなようです。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

13番。

13番（沖正治君） 度々失礼します。今管理者の方から姫路市の件で確認書の件が説明されたように出て来たんですけども、管理者は常識的に組合に加入したものは最後まで加入をすると、それが当たり前だという答弁を今されたように思うのです。脱退ということがあり得るものでもない。たつの市、姫路市についても。管理者がそういう説明をしたことは間違いありませんね。私の聞き間違いですかね。そういうふうに説明したのではないですか。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵逄典章君） ですから、加入している構成市町それぞれが自分のところの考え方だけで自由に脱退とか、加入とかという問題ではないということです。組合の処理する区域というものは、それぞれ処理区域計画というものに基づいて規定されておりますので。ですから、それから脱退するとすれば、それに対する協議なり、ちゃんとした手続きが必要だということです。ただ、後の費用的な問題と

いたしましては、当然構成市町の中で、どっちが得なのか。脱退して行った方が得なのか。実際に脱退をすれば、後から自分のところで新しい処理施設を造るときに、交付金なりがいただけないような中でやるのが大きな自分のところの負担になるのではないかと。そういう中でのそれぞれの判断がある訳ですから。その中で当然、今の構成市町でこれから進めていく事業については、姫路市さんの場合は先ほど言いましたように、全体の規模からして占める割合が非常に少ない。だから、それは脱退という判断が出てくるかも知れません。その時には、その時の、7年後に協議をするということですから、それに対する費用の負担とかということは協議がされる訳です。ですから、たつの市さんについても、そういう覚書がされておりますけれども、たつの市さんに占める割合というのは非常に広い範囲内での施設を今後既に造る訳ですから、その造ったことに対して無駄にならないようにきちっと今後も継続していくということになるので、たつの市さんがそこで協議をされた中で、当然いろいろと協議をされるでしょうけれども、それは簡単に脱退をするというようなことには、私はならないだろうということを話しました。

議長（高尾勝人君） 13番。

13番（沖正治君） 管理者の今の言い分は、当初からの一貫の話だろうと思います。気持ちとしてはね。だからそれが平行線を辿ったと。姫路市とね。だからそれに県が介入してきたと。そこで7年という期限が設けられたと。それはもう決定したということですね。そういう流れだろうと思うんですよ。構成市町と姫路市が平行線を辿ったと。片方は脱退をする、いやいやそうでは困ると。せめて耐用年数の間、20年ですかね、その間は加入していただきたいというのが構成市町の考えだろうと。今の管理者の言い分、答弁であろうし、姫路市はいやいやそうではないと。そのために並行線を辿った結果が、県が介入し7年間ということが決定したと。こうなっているのではないですか。だから今のは気持ちであって、現実にはそうではないと。やはり気持ちだけの話では議会もなかなか難しいでしょう。やはり決定は決定ということで。管理者が言われているように本当に姫路市、たつの市の脱退がないときちっと明言ができてここでそういうふうにおっしゃるのだったら、この確認書は交わす必要はないのですよ。こんなものは。絶対に脱退をしないということが、もし管理者が言うようにあるのであれば、なにもこういう確認書を交わす必要はないんですよ。なぜこの確認書が交わされたのか。それに立会人と言えども、斎藤副知事だとか各県民局長なりいろいろ出て来ていますがね。これ、県民局長も皆変わっていませんからね。それぞれに。だから確認書は本当はいらないのですよ。だから、本当に管理者が言われるように、姫路市、たつの市が脱退をしないということがあるのであれば、明言をされるのであれば確認書みたいなものは必要ないんですよ。わざわざご苦労願って、判をつけて、県の副知事まで出て来ていただいて、環境局長まで出て来てそんなことを交わす必要はありません。これを交わしたということは

そういうことがあり得るということでしょう。ただ、それは管理者が言われるように管理者の気持ちとしては分かりません。脱退してもらったら困るという気持ちは分かりません。しかし、姫路市は脱退しますという話でしょう。姫路市と安富町との協議会の中では当分の間加入しますということをお安富町が言われているから、姫路市は当分の間では困りますということ、当分の間とは何年かを示すためにいろいろと11町の構成市町と協議をした結果、いつが来ても話が着かないので県が介入したということではないですか。だから、それが7年と決定したんでしょう。7年経ったときに脱退するかしないかは分かりませんが負担金は払いませんよと。これははっきりしているでしょう。だから、脱退するかしないかは分かりませんよ。負担金は払わないということは決定していると。各構成市町は認めているんですよ。だからこれに判がついていると。こうなっているんですよ。

議長（高尾勝人君） 質問は明確に、端的にしてください。

13番（沖正治君） 明確ではないと思うが、こうなっているんですよ。向こうの顔色を見ていると、どちらか分かったような分かっていないような。

議長（高尾勝人君） 質問内容をはっきり言ってもらわないと答弁がしにくいと思います。

13番（沖正治君） しているでしょう。分からないのならもう一度言いませんか。明言するのですか、しないということを。しないのだったらこの確認書を破棄しなさい。

管理者（庵途典章君） 合併という中で、この組合の構成を再度する中で、当時なかなか皆さんの理解が得られないということで、そういう確認をしている訳です。その段階での確認を。ですから、7年後にはそういうことではね、起案を置いてちゃんと協議をすれば、今私がお話をしたようなかたちで、皆さんも当然そういう状況できちとしたかたちが出来てくる訳ですから、私はそういう状況にはならないということを思っております。だから、今の段階では7年後にはちゃんと協議をするということになっている訳です。

13番（沖正治君） よろしいけどね。お互いにいいことだし、変わっていないことだし。そういうふうに思えば。

議長（高尾勝人君） 続いて決算審査の質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（高尾勝人君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、これより討論を行います。

まず、原案に対する反対者の発言を許可いたします。

17番。

17番（金谷英志君） 平成17年度にしはりま環境事務組合歳入歳出決算に対する反対討論を行

います。以下主な反対理由を述べて討論いたします。

1点目には、2005年には国のごみ政策の転換を受けて、ごみ処理基本計画の改訂が行われました。この改訂では、当初のごみ処理量を1日当たり132トンの計画を100トンに変更し、確認書にある姫路市のバックアップ効果を考慮して90トンの処理能力のごみ処理施設にするという説明が繰り返されてきました。このごみ処理能力をいくらにするかというのは、ごみ処理施設を計画するに当たっては一番重要な事項の1つであり、その数字には明確な根拠が必要です。しかし、基本計画書によれば90トンの根拠は姫路市のバックアップ効果を考慮された計算式が明示されておりません。問題点の多い、確認書との整合性が図れていない計画の見直しとなっております。

2点目には、循環型社会形成推進交付金要綱によれば、交付対象は人口5万人以上又は面積400平方キロメートル以上の地域計画対象地域を構成する市町村、及び該当市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体とするとあります。従来のように1日の処理能力が100トン以上であれば補助対象にならないということはなくなってあります。また、要綱では交付金対象事業として容器包装リサイクル施設、ごみ高速堆肥化施設、ごみ飼料化施設、ごみメタン化施設、廃棄物原材料化施設など様々なメニューがあり、ごみをできる限り有効利用するためにいろいろな施設を組み合わせでごみ処理を行うことも必ずあると思われまます。当組合では処理方式を流動床式ガス化溶融炉と決定されましたが、生ごみの有効利用等の観点からすれば、まだまだ研究の余地があるものと考えられます。

3点目には、にしはりま環境事務組合のごみ処理計画は市町の合併が相次ぎ、11町の枠組みであったのが3市2町になっています。しかも、旧安富町、旧新宮町のごみはそれぞれ合併した姫路市、たつの市の受け入れ能力があるのにも係わらず、確認書が兵庫県の仲介で交わされて、11町の枠組みが取り敢えず建設期間の4年間と施設稼働後の7年間は、姫路市とたつの市はごみを搬入することになってあります。その後はどうなるか分かっておりません。旧安富町、旧新宮町のごみの量は平成16年度の実績で全体の約20%を占めてあります。

4点目には、ごみ処理は地域区域が広くなればなるほどごみ処理に関心は薄くなり、ごみの減量化は進みにくくなります。自分たちの出したごみは自分たちの地域で処理をする。これが原則であります。

以上主な点を指摘して、平成17年度決算認定に反対をいたします。議員各位の賛同をお願い申し上げます、反対討論いたします。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

22番。

22番（西岡正君） 本案件について、賛成の立場から討論を。

議長（高尾勝人君） 今は反対討論をお聞きしておりますから。

他に反対討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（高尾勝人君） それでは次に原案に対する賛成者の発言を許可いたします。

22番。

22番（西岡正君） 本案について、賛成の立場から討論をさせていただきます。平成17年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定の件でございますけれども、私はこの予算については全て議会の中で当初予算なり補正の中で審議されていると思っております。当然議会の了解を得た予算を決算されたということでございます。不用額でございますが、8,178万4,000円の中で227万6,787円という不用額でございますが、これぐらいな数字でありますと当然のことだろうと思しますので、私は適正な決算であると判断いたしまして賛成いたします。

以上です。

議長（高尾勝人君） 他に賛成討論はございませんか。

13番。

13番（沖正治君） 決算については、賛成をいたします。なぜかと言いますと、私ども上郡町は、ご存じのように現在ある焼却場が相当老朽化しております。年数も割ろうかと思われれます。しかしながら、その後に控えているのが合併なのです。だから、その時に赤穂と合併がどうなるかと。今現在は賛成をしますけれども、いよいよとなったときには、やはり確認書の7番目にそういう文言を入れていただければスムーズに行くのではないかと。現在は、予算についてはほとんど11町に付き合います。しかし、私どもが赤穂との合併が円満に決まった時点では、姫路市、たつの市、7番目に上郡町を加えていただきたいと。そういう意見を持って、賛成討論とさせていただきます。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（高尾勝人君） ないようですので、これにて討論を終結といたします。

これより、認定第1号、平成17年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定の件を採決いたします。

なお、採決については起立をもって行いたいと思います。

認定第1号は、認定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（高尾勝人君） 起立多数です。よって、認定第1号、平成17年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出決算の認定の件は、認定することと決定いたしました。

議案第1号 平成18年度 にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算(第1号)の件
議長(高尾勝人君) 次に日程第8、議案第1号、平成18年度にしはりま環境事務組合一般会計
歳入歳出補正予算(第1号)の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者(庵途典章君) 事務局長に説明をさせます。

議長(高尾勝人君) 事務局長。

事務局長(谷口茂博君) ただ今議題となりました、平成18年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算につきましてご説明を申し上げます。

お手元の補正予算書26ページをお開き願いたいと思います。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,336万7,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,823万5,000円をお願いしたいと思います。債務負担行為、第2条でございますが、地方自治法第214条の規定によりまして、債務を負担することのできる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為による。地方債、第3条でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債方法、利率及び償還の方法は第3表地方債による。一時借入金、第4条でございますが、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の最高額は8,800万円と定める。今回の補正の主な理由でございますが、循環型社会形成推進交付金の内示を7月11日にいただいたところでございまして、この交付金対象事業といたしましては、熱回収施設、リサイクルセンターの建設費とそれに係る地質調査、設計業務等施設内容に関する調査等の計画支援事業等があります。今回補正をお認めいただきまして、計画支援事業に着手をしたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

30ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出補正予算の事項別明細でございますが、1款分担金及び負担金3,642万円を増額いたしまして、補正後1億2,128万5,000円。3款国庫支出金でございますが、4,894万7,000円を増額いたしまして、補正後同じく4,894万7,000円。11款組合債は8,800万円を増額いたしまして、補正後8,800万円。歳入合計1億7,336万7,000円を増額いたしまして、補正後2億5,823万5,000円でございます。次に歳出、2款総務費は1億7,320万円を増額いたしまして、補正後2億5,720万1,000円。8款公債費は16万7,000円を増額いたしまして、補正後同じく16万7,000円。歳出合計は1億7,336万7,000円を増額いたしまして、補正後2億5,823万5,000円をお願いをしたいと思います。

32ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。13節委託料でございますが、1億4,990万円の増額をお願いしたい。その内容については説明欄に記載のとおりでございます。測量業務委託料4,600万円。これにつきましては丈量測量等の計画をしております。地質調査業務委託料4,100万円でございます。設計業務委託料3,700万円。循環型社会拠点施設発注仕様書作成業務委託料2,500万円。これにつきましては、後ほど債務負担行為で併せて説明をさせていただきます。不動産鑑定業務委託料50万円。登記委託料40万円。これにつきましては、今回施設用地及び進入道路を、兵庫県企業庁の土地がほとんどでございますが、未買収地が2筆ございますので、鑑定と併せて登記委託料をお願いしたいと考えております。17節公有財産購入費につきましては、先ほど言いました未買収地の購入費を計上しております。19節負担金補助及び交付金930万円を計上しておりますが、これにつきましては周辺整備事業の中の建設予定地6集落からの要望で、町道大畑線の道路改良。これは特に三原、三ツ尾間の測量委託の負担金。それから三原集落の用水ポンプ等の改良負担金をお願いしたいということです。22節補償、補填及び賠償金250万円につきましては、先程言いました未買収地に係る立木補償でございます。8款公債費でございますが、23節償還金利子及び割引料で16万7,000円を計上しております。

31ページにお戻りいただきたいと思います。歳入でございます。1款分担金及び負担金5節分担金でございますが、3,642万円の増額をお願いしまして、各市町の増額分につきましては説明欄に記載の通りでございます。なお、この額につきましては、現行の負担割合、平等割30%、人口割70%ということで記載しておりますのでよろしく願いいたします。3款国庫支出金でございますが、衛生費補助金4,894万7,000円を計上しております。これは循環型社会形成推進交付金でございます。11款組合債でございますが、1節廃棄物処理事業債8,800万円を計上させていただいております。

次に、28ページにお戻り願いたいと思います。第2表債務負担行為でございますが、事項については循環型社会拠点施設発注仕様書作成業務。期間につきましては、平成19年度で金額が2,300万円でございます。

次に、29ページでございます。地方債につきましては、起債の目的は一般廃棄物処理施設整備事業。限度額は8,800万円。利率は5%以内ということで、償還の方法につきましては記載の通りでございます。

以上、早口で申し訳ありませんが、補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（高尾勝人君） 議案第1号についての提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行い

ます。

質疑はありませんか。

6番。

6番（岡前治生君） 何点かお聞きしたいと思います。まず、一つは32ページの関係で、総額で1億7,320万円という大変大きな補正予算になっておりますが、これらの中で委託料とか公有財産購入費、19節、22節物件補償費等あるのですが、この中で具体的に交付金の対象事業になるのはどれなのか。今まででしたら補助率というようなことになる訳ですけれども、交付率という言葉があるのかどうか知りませんが、交付金の充当率というのはそれぞれいくらいになっているのかお聞かせいただきたい。

もう1点は、同僚議員も指摘されておりましたけれども、ひょうご環境創造協会への随契が今回このにしはりま環境事務組合は多い訳でありますけれども、今回の測量調査、地質調査、設計業務、発注仕様書の作成業務、不動産鑑定は一般的なものなので分かりますけれども、これらの4つについてそれぞれどういう発注方法を。これでまたひょうご環境創造協会ですか、これをまた随契でみたいなことになりますと益々いろんな意味で問題も生じてこようかと思っておりますので、それぞれの発注方法についてはどうというふうに考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

それと、もう1点は、具体的に用地購入費でありますとか、周辺整備の事業費の負担金とか、物件補償費それぞれ具体的にどの用地になるのかとか。今日も冒頭の協議会の時に関係資料が配られておりましたけれども、この周辺整備事業の負担金の930万円について、この資料の中でどの事業に該当するのかとかその辺りのところをお示し願えたらと思います。以上です。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） まず、歳出の方で交付金対象になる事業はどれかということでございましたかと思っております。13節の委託料の中で測量業務委託4,600万円、地質調査業務委託料4,100万円、設計業務委託料3,700万円、循環型社会拠点施設発注仕様書作成業務委託料2,500万円ということで、この事業費約1億4,000万ある中で、その内交付金が3分の1です。交付金の額は国庫支出金4,894万7,000円というふうに記載しておりますが、この額だと捉まえていただきたいと考えております。

続きまして、2点目の周辺整備事業での建設負担金930万円でございますが、これにつきましては整理番号1番の道路改良、町道大畑線、三原から西大畑というふうに記載をしておりますが、2,930mの内、三原、三ッ尾間の負担金でございます。次に7番の農業用水ポンプ更新という表現をしております。この部分での負担金でございます。よろしいでしょうか。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵途典章） 今後の業務の委託発注につきましては、用地測量又は地質調査、これは当然一般的な業務でございます。そういうことでかなり規模も大きくなりますので、基本的には競争入札にして発注をして参ります。これまでの基本的な業務をひょうご環境創造協会の方にお願いをしていたのは、当然最初のところで、一番公平な形で助言もいただけるというかたちの中で、これまでのコンサル等お願いをしてきたところですが、こういう一般的な業務に入っていく段階につきましては、そういう公正な、また、できるだけ適切な競争の中で業務が発注できるように努力をして参ります。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

6番。

6番（岡前治生君） それでは確認だけしておきますが、本当にこの間委託業務がたくさんあって、ひょうご環境創造協会への随意契約が本当に多かった訳です。先ほど管理者が言われましたように、本当に競争によるきちとした入札方法をとられるのか、このことを再度きちと確認だけさせておいてください。

議長（高尾勝人君） 管理者。

管理者（庵途典章君） そのように答弁をさせていただいております。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

17番。

17番（金谷英志君） 2点お伺いします。28ページの債務負担行為で、仕様書作成業務は2,300万円、32ページの仕様書作成は2,500万円となっておりますがこの差額は何かということと、歳入で31ページ循環型社会形成推進交付金、これに対して交付金要綱の中でも、先程の議論の中でも言いましたようにごみ高速堆肥化施設、ごみ飼料施設等が含まれた交付金なのかどうか、この2点について答弁願います。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） まず、1点目の32ページの循環型社会拠点施設発注仕様書作成業務委託料2,500万円と28ページの債務負担行為の2,300万円の金額の差を言われましたが、本年度につきましては2,500万円で予算計上をさせていただいて、19年度に2,300万円ということで、トータルで4,800万円を計上させていただきたいということです。

もう1点質問がありましたが、少し分かりにくかったのですが。

議長（高尾勝人君） 17番。

17番（金谷英志君） 31ページの国庫支出金の交付金ですが、その要綱の中にあるごみ高速化

堆肥化施設、ごみ飼料化施設、ごみメタン化施設、廃棄物原材料施設等を含んだ交付金の交付額なのかどうかということです。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） 私共が交付金等の協議を行ったものにつきましては、熱回収施設、リサイクルセンター、それに係わる計画支援事業ということで、先ほどご質問いただきましたような測量調査といったものが計画支援事業ですけれども、その部分でございまして、ご質問いただいた部分では交付金対象、また、計画等は持ってありません。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

ないようですのでこれを持って質疑を終結とし直ちに討論に入ります。

まず、原案に反対する反対者の発言を許可いたします。

6番。

6番（岡前治生君） 議案第1号、2006年度にしはりま環境事務組合歳入歳出補正予算に対する反対討論を行います。ごみ処理量の規模をどれだけにするかということは、ごみ処理場建設計画にとって最も大切な数字であります。しかし、先ほど事務局長の答弁にありましたように、根拠のない数字が示されている基本計画書については到底認めることはできません。そして、この基本計画書に基づき具体化される総額1億7,320万円に及び設計業務委託料、測量業務委託料等の支出を認めることはできません。以上の理由から反対いたします。

議長（高尾勝人君） 他に反対討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（高尾勝人君） 次に原案に賛成者の討論を行います。

発言を許可します。

〔「なし」という声あり〕

議長（高尾勝人君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結し、直ちに議案第1号、平成18年度にしはりま環境事務組合一般会計歳入歳出補正予算の件を採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（高尾勝人君） 起立多数です。

よって議案第1号は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長（高尾勝人君） これをもって、本日の日程は全て終了いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。

第8回にしはりま環境事務組合議会定例会を閉会といたします。

管理者あいさつ

議長（高尾勝人君）　ここで、管理者からあいさつの申し出がありますのでお受けいたします。

管理者。

管理者（庵途典章君）　本当に時間を超過して、遅くまで本当にお疲れさまでした。

いろいろとご質問、ご意見、ご指摘をいただきました。今日提案をさせていただきました議案につきましては、皆さん方の同意をいただきました。ありがとうございます。ご意見、ご指摘もいただき、皆さん全員の同意賛成によって決められた訳ではないですが、この事業につきましては、やはり地域住民の基本的な生活に係る一番大切な事業だと思っております。そういう意味で行政責任を、十分にこれから構成市町皆が協力をしながら果たしていかなければならないと考えております。皆さん方にご質問なりご指摘いただいている点について、精一杯ご理解をいただけるように今後努力をしながら、また、地域住民の皆さんにもこの事業についてのご理解をいただけるように努力をしながら、この事業の推進に努めて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本当に、遅くまでどうもありがとうございました。

議長あいさつ

議長（高尾勝人君）　管理者のあいさつが終わりました。

閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、本当に長時間に渡り提出議案に対する慎重なる審議、また、適切なる議決をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日の議会審議を受けて、にしはりま環境事務組合としても、循環型社会形成を推進する行政の責務を果たすためにも、一般廃棄物処理施設等の早期完成を目指し、正副管理者に於かれましては一致協力し、我々の組合議会に対しましても適切なる執行努力をお願いを申し上げます。

また、議案第1号にもありましたように、事業の更なる推進を行うために今後測量調査、設計等の業務に随時着手していくこととなります。従いまして、本組合の補正予算に伴った各市町の補正予算が今後必要となって参ります。議員各位に於かれましては、それぞれの市町議会で審議を賜り、格別のご協力をお願いを申し上げます、閉会の言葉とさせていただきます。

本日は、本当に長い間ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

午後6時15分閉会